

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) 一

告 示

○電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準 (情報政策課) 一

○宮城県電子申請システム利用規約を廃止する告示 () 二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) 二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課) 二

○公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 二

○平成五年宮城県告示第千四十五号(屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定)の一部改正 (都市計画課) 三

○都市計画変更案の縦覧(四件) () 三

○土地区画整理組合の理事についての届出(二件) () 三

○土地区画整理組合の定款変更の認可 () 六

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 (会計課) 六

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六

○企業同財務規程の一部を改正する管理規程 () 六

○教育委員会臨時会の開催 () 六

○教育委員会 () 六

○教育委員会臨時会の開催 () 六

○教育委員会 () 六

○教育委員会臨時会の開催 () 六

○教育委員会 () 六

規 則

○宮城県公報平成二十二年号外第六二号中

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表電子・情報関連機器の項中

熱衝撃試験機

一時間につき

四〇〇円

を

熱衝撃試験機

一時間につき

四〇〇円

BCI試験機

一時間につき

一、四〇〇円

静電気放電イミューニティ試験装置

一時間につき

三〇〇円

に改める。

車載用伝導エミッション測定装置

一時間につき

一、四〇〇円

車載用放射エミッション測定装置

一時間につき

三〇〇円

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年宮城県規則第七十七号)第三
条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準を次のように定め、平
成二十二年一月一日から施行する。

なお、平成十七年宮城県告示第六十六号(電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的

基準)は、平成二十二年一月三十一日限り、廃止する。
平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
電子情報処理組織の使用に関する電子計算機の技術的基準

一 知事等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能その他知事等が指定した様式に入力できる機能を有すること。

二 知事等の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

○宮城県告示第七十九号

宮城県電子申請システム利用規約を廃止する告示を次のように定める。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県電子申請システム利用規約を廃止する告示

宮城県電子申請システム利用規約(平成十七年宮城県告示第六百十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十二年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に宮城県が運営する宮城県電子申請システムを利用して行われた申請、届出その他の手続については、なお従前の例による。

○宮城県告示第八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台シニアネットクラブ

一 代表者の氏名 井上 文雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内のシニア世代等を対象としたIT講習会の実施など、情報化社会の発展を図る活動によって、世代間や地域間の情報

交流の促進、生きがいの創出等に貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十二年一月十二日

○宮城県告示第八十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四一五二〇〇六二七	社会福祉法人東北福祉会	せんだんの杜 子の八ウス 仙台市青葉区 見ヶ丘七丁目一 四一番地九号	平成二十一年 十二月一日
		変更後 せんだんの杜 子の八ウス 仙台市青葉区 見ヶ丘一丁目六 番地十六号	

○宮城県告示第八十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行つ。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十二年一月十二日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字祝田藤ヶ崎一番五、同一番三、字佐須藤ヶ崎一番三、同八〇番地に隣接する公

有水面

(2) 区域

次の地点から 地点までを順次に結んだ線、 地点から四五度〇一分五一秒三六・三七メートル地点を中心とする半径三六・三七メートルの円周で 地点と 地点とを結び西側の円弧、 地点と 地点を順次に結んだ線及び 地点と 地点を結び平成二十年の秋分の日満潮位(DL+1.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八〇番地に設置した基点、(北緯三八度二四分二・二〇四五秒、東経一四一度二分五・八五三八秒)から 六二度〇七分一九秒 七一・〇五メートルの地点

の地点	の地点から	二二〇度四分二八秒	一四・一八メートルの地点
の地点	の地点から	三二二度三八分二五秒	一・四〇メートルの地点
の地点	の地点から	三三四度三五分五〇秒	三四・七八メートルの地点
の地点	の地点から	九度四〇分二四秒	六・五七メートルの地点
の地点	の地点から	八度三二分四〇秒	二〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	六度〇九分〇一秒	二〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	七度二六分二秒	二〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	七度〇七分二七秒	二〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	六度五三分四二秒	二〇・〇〇メートルの地点
の地点	の地点から	三三九度四七分一七秒	五・四四メートルの地点
の地点	の地点から	四六度〇三分四二秒	五・五五メートルの地点
の地点	の地点から	五四度四三分二五秒	一〇・四四メートルの地点

(3) 面積

一、七二三・五一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第三種渡波漁港区域内

石巻市渡波字祝田藤ヶ崎一番五、同一番三、字佐須藤ヶ崎一番二、同一番三、同八〇番地及び同地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点を結んだ線により囲まれた区域。

アの地点 石巻市渡波字佐須藤ヶ崎八〇番地に設置した基点、(北緯三八度二四分二・二〇四五秒、東経一四一度二分五・八五三八秒)から 七二度三分〇三秒 四

六・七三メートルの地点

イの地点	アの地点から	三一八度五七分〇八秒	二〇・六三メートルの地点
ウの地点	イの地点から	三四六度二分四二秒	一六・九四メートルの地点
エの地点	ウの地点から	七度〇〇分一六秒	一四〇・六七メートルの地点
オの地点	エの地点から	九七度二分二秒	二五・八六メートルの地点
カの地点	オの地点から	一六九度三七分三秒	九・一九メートルの地点
キの地点	カの地点から	一八七度四五分二秒	一〇四・七九メートルの地点
クの地点	キの地点から	一七七度五〇分五七秒	一一・六六メートルの地点
ケの地点	クの地点から	一五六度五九分四一秒	二六・一二メートルの地点

(3) 面積

四、七七三・〇九平方メートル

四 埋立地の用途

文化施設用地

五 縦覧期間

平成二十二年一月二十九日から平成二十二年二月十八日まで

〇宮城県告示第八十三号

平成五年宮城県告示第十四十五号(屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月二十九日から施行する。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 二の表中

「東北横断自動車道酒田線」	「全線(パーキングエリアの区域を除く)」	を	「東北横断自動車道酒田線」	「全線(パーキングエリアの区域を除く)」	に改
			常磐自動車道	山元インターチェンジから巨理まで	

める。

〇宮城県告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画道路
- 2 名称 仙塩広域都市計画道路 一・四・四号 松島幹線

松島観光都市計画道路 一・四・一号 松島幹線

松島観光都市計画道路 一・三・二号 松島幹線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

利府町 赤沼字放森、同字明ヶ沢、同字脇ノ田、同字砂押、同字横海道、同字向田、同字樽田、

同字宮下、同字谷地、春日字大沢、同字小橋元、同字硯沢、同字二ツ石、同字黄金井、

同字袖沢及び同字山下の各一部

松島町 桜渡戸字高清水、同字附子ヶ沢、同字檀山、同字向田、同字浜井場、同字三反田、同字

中島、同字上境田、同字麦田、同字鶴巻、同字真言、初原字樋渡、同字久田、同字中田、

同字山下、同字原、同字日当、同字黒ヶ沢、同字金井神、同字的場、同字宮下、同字宮

ノ入、同字松本、高城字反町一、同字反町二、同字三居山一、根廻字根崎山神、同字音

無、同字桐田、同字田中、同字泥、同字人善、同字萱刈、同字長佐野、同字前沢、同字

平山、手樽字左坂、北小泉字十文字山及び同字十文字の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、利府町役場（企画課）及び松島町役場（企画調整課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月二十九日から平成二十二年二月十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦

覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画道路
- 2 名称 石巻広域都市計画道路 一・三・一号 石巻幹線

松島観光都市計画道路 一・三・二号 松島幹線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻市 あげほの二丁目、あげほの三丁目、蛇田字新沼田、同字新金沼、同字福村南、同字新

下堰、同字福村北、同字西道下、同字東道上、同字新沼向後、同字八反待井、

同字新ヶ切、同字新ヶ切、鹿又字嘉右衛門、同字曾波神前、同字曾波神本屋敷、同字八反待井、

同字川原、同字草刈道、同字金山前、同字一間堰、同字大巻下、同字伊勢前、同字天

王前及び同字石合の各一部

東松島市 上下堤字入沢、同字冠木、同字荻窪、同字上北谷地、同字下北谷地、同字北、同字南、

同字下南谷地、西福田字飯又沢、川下字関田、同字品金沢、同字南、同字横手場、同

字茗荷沢、同字内響、同字山田、新田字風張、同字小僧田、同字殿沢、同字目打、高

松寺前、同字川子沢、同字西風、根古字後田、大塩字逆川、同字中沢、同字旗沢、

同字表、小松字上二間堰、同字明神下、同字中江下、同字沢田前、同字梅堰、同字柳

田、同字伊勢浦、同字後塚、大曲字前田、同字前畑、同字権右工門下、同字倉田、赤

井字川前一、同字川前三、同字川前四番、同字川前五番、同字関の内四号、同字新南

及び同字南三の各一部

松島町 北小泉字鴻ノ巣及び同字蛇穴の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）、東松島市役所（建設部建設課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月二十九日から平成二十二年二月十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、雄勝都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画道路

2 名称 三・五・一号 雄勝中央線

三・六・二号 船戸線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

石巻市雄勝町雄勝字小淵、同字味噌作、同字寺、同字船戸神明、雄勝町伊勢畑一丁目、雄勝町下

雄勝二丁目、雄勝町下雄勝三丁目、雄勝町上雄勝二丁目及び雄勝町上雄勝三丁目の各一部

四 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

五 縦覧期間

平成二十二年一月二十九日から平成二十二年二月十二日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 牡鹿都市計画道路

2 名称 三・五・一号 鮎川中央線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

石巻市鮎川浜湊川、鮎川浜北、鮎川浜南、鮎川大町及び鮎川浜丁の各一部

四 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

五 縦覧期間

平成二十二年一月二十九日から平成二十二年二月十二日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

大友 幸 男 岩沼市朝日二丁目三番七号

○宮城県告示第八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十二年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 組合の名称 岩沼市朝日土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 岩沼中央二丁目五番三十一号</p> <p>三 届出の内容 理事に就任した者 氏 名 住 所 大友 孝 幸 岩沼市朝日二丁目三番七号</p> <p>○宮城県告示第九十号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。 平成二十二年一月二十九日</p> <p>一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩 名取市下増田臨空土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 名取市下増田字大橋本二百二十九番一</p> <p>三 設立認可の年月日 平成十六年一月十五日</p> <p>四 変更の内容 保留地 （変更前）第九条第一項 その土地を保留地として定めることができる。 （変更後）第九条第一項 その土地を保留地として定めることができる。ただし、保留地を集会所用地とする場合は、理事会の決定により、その土地を無償で譲渡でき る。</p> <p>五 変更認可の年月日 平成二十二年一月二十日</p> <p>○宮城県告示第九十一号 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成二十二年一月二十九日</p>

<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示 県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。 別表第一第三号の表株式会社山形銀行の項中、「県内」を「国内」に改める。 附 則 この告示は、平成二十二年二月一日から施行する。</p> <p>公 告</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。 平成二十二年一月二十九日</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩 多賀城市新田字新後五番一番及び六番一 地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン</p>
<p>企 業 局</p> <p>○宮城県企業局管理規程第一号 企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 平成二十二年一月二十九日 宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男 企業局財務規程の一部を改正する管理規程 企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。 第三十条中「又は時効」を「、時効等」に改める。 附 則 この管理規程は、平成二十二年二月一日から施行する。</p> <p>教 育 委 員 会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第三号</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定によ
り、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年一月二十九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十二年二月三日 午後二時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 宮城県教育振興基本計画（案）について

2 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して
行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話 〇二二・二二一・三六一一）

正 誤

○宮城県公報平成二十二年号外第六二号（平成二十一年十一月三十日付け）中

ページ 段 行 正 誤

二 下 一四 管理規程 規則